

SBIR 制度に係る入札参加特例措置の運用指針

平成 22 年 3 月 30 日
政府調達（公共事業を除く）手続の
電子化推進省庁連絡会議幹事会決定
令和 3 年 6 月 24 日改正

「技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について（平成 12 年 10 月 10 日政府調達（公共工事を除く）手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会」の 3 の（3）に規定する具体的運用は、以下のとおりとする。

1. 入札物件等に係る技術分野が SBIR 制度の特定新技術補助金等（SBIR 特定新技術補助金等）により実施した研究開発に係る技術分野と同じ分野である場合

（1）入札時の添付書類

- ①SBIR 特定新技術補助金等の確定通知書の写し
- ②SBIR 特定新技術補助金等の成果報告書の写し、実績報告書の写し等の SBIR 特定新技術補助金等により実施した研究開発の内容を確認できるもの
- ③入札物件等に係る技術分野が SBIR 特定新技術補助金等により実施した研究開発に係る技術分野と同じ分野であることの説明書（別紙 1）

（2）調達機関において確認する点

- ・①及び②の書類が SBIR 特定新技術補助金等に指定されている事業のものであるか
- ・②及び③の書類の内容により、入札物件等に係る技術分野と SBIR 特定新技術補助金等により実施した研究開発に係る技術分野が同じ分野であるか

2. 上記 1 以外の場合

（1）入札時の添付書類

- ①SBIR 特定新技術補助金等の確定通知書の写し
- ②SBIR 特定新技術補助金等の成果報告書の写し、実績報告書の写し等の SBIR 特定新技術補助金等により実施した研究開発の内容を確認できるもの
- ③入札物件等の仕様を満たして物件等を製造又は提供できることの説明書（別紙 2）

注）別紙 2 の妥当性を裏付ける添付書類として、例えば、以下のものが想定される

- ・第三者機関又は自社の検査、試験、分析にて得られた性能等のデータ書類
- ・製品のカatalog等仕様を明記した書類

（2）調達機関において確認する点

- ・①及び②の書類が SBIR 特定新技術補助金等に指定されている事業のものであるか
- ・③の書類及び添付書類の内容により、入札物件等の仕様を満たして物件等を製造又は提供できるか

各調達機関において、上記 1-（2）又は 2-（2）の確認を行うことができた場合は、中小企業者が保有している入札参加資格等級にかかわらず、上位等級入札へ参加

できるものとする。

なお、各調達機関が、入札物件等の仕様に応じて技術審査等を実施する場合は、当該審査等も受ける必要がある。

入札物件等に係る技術分野と SBIR 特定新技術補助金等により実施した研究開発に係る技術分野が同じ分野であることの説明書

令和 年 月 日

殿

住所

商号又は名称

代表者氏名

令和〇年〇月〇日△△より入札公告のあった入札件名「××」に関し、入札物件等に係る技術分野と SBIR 特定新技術補助金等により実施した研究開発に係る技術分野が同じ分野であることを、以下のとおり説明します。

記

【交付を受けた SBIR 特定新技術補助金等の概要】

SBIR 特定新技術補助金等名称	
SBIR 特定新技術補助金等の交付機関	
研究開発実施期間	
採択テーマ	

【技術分野が同じ分野であることの説明】

研究開発概要及び研究開発成果	
入札物件等に係る技術分野と SBIR 特定新技術補助金等により実施した研究開発に係る技術分野が同じ分野であることの説明	

入札物件等の仕様を満たして物件等を製造又は提供できることの説明書

令和 年 月 日

殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

令和〇年〇月〇日△△より入札公告のあった入札件名「××」に関し、入札物件等の仕様を満たして物件等を製造又は提供できることを、以下のとおり説明します。

記

【交付を受けた SBIR 特定新技術補助金等の概要】

SBIR 特定新技術補助金等名称	
SBIR 特定新技術補助金等の交付機関	
研究開発実施期間	
採択テーマ	

【仕様を満たして物件等を製造又は提供できることの説明】

仕様を満たして物件等を製造又は提供できることの説明	
添付書類の名称	